

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

2024年 10月 1日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34

氏名 東芝エネルギー・システムズ株式会社

代表取締役社長 島田 太郎

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	東芝エネルギー・システムズ株式会社 原子力技術研究所 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和37年7月24日 核燃料物質使用変更許可 平成12年8月31日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	2024年10月1日
協議した都道府県知事及び市町村長	神奈川県知事、川崎市長、 東京都知事、大田区長
予定される要旨の公表の方法	当該事業所における閲覧による公表を東芝エネルギー・システムズ(株)インターネットホームページにより紹介する。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力事業者防災業務計画

(平成 12 年 12 月)

修正 平成 13 年 10 月
修正 平成 14 年 9 月
修正 平成 15 年 9 月
修正 平成 16 年 9 月
修正 平成 17 年 9 月
修正 平成 18 年 9 月
修正 平成 19 年 9 月
修正 平成 20 年 9 月
修正 平成 21 年 9 月
修正 平成 22 年 9 月
修正 平成 23 年 9 月
修正 平成 24 年 9 月
修正 平成 25 年 3 月
修正 平成 25 年 12 月
修正 平成 27 年 12 月
修正 平成 29 年 1 月
修正 平成 29 年 10 月
修正 平成 30 年 3 月
修正 平成 31 年 3 月
修正 令和 元年 10 月
修正 令和 2 年 10 月
修正 令和 3 年 10 月
修正 令和 4 年 10 月
修正 令和 6 年 10 月

東芝エネルギー・システムズ株式会社 原子力技術研究所

目次

第1章 総則	I - 1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	I - 1
第2節 定義	I - 1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	I - 4
1. 原子力災害予防対策の実施	I - 4
2. 緊急事態応急対策等の実施	I - 4
3. 原子力災害事後対策の実施	I - 5
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	I - 5
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	I - 5
第2章 原子力災害予防対策の実施	I - 7
第1節 防災体制	I - 7
1. 緊急時態勢の区分	I - 7
2. 原子力防災組織	I - 7
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職位及び職務	I - 8
第2節 原子力防災組織の運営	I - 10
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制	I - 10
(1) 警戒事態に該当する事象の連絡体制	I - 10
(2) 法律第10条第1項に基づく通報連絡体制	I - 10
(3) 法律第10条第1項の通報後の情報連絡体制	I - 10
2. 緊急時態勢等の発令及び解除	I - 10
(1) 警戒態勢の発令及び要員の召集	I - 10
(2) 警戒態勢の解除	I - 10
(3) 緊急時態勢（第1次及び第2次緊急時態勢）の発令	I - 11
(4) 緊急時対策要員の非常召集	I - 11
(5) 原子力災害対策本部の設置	I - 11
(6) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置	I - 11
(7) 緊急時態勢の区分の変更	I - 11
(8) 緊急時態勢の解除	I - 11
(9) 原子力事業所災害対策支援拠点の廃止	I - 12

3. 権限の行使	I - 1 2
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	I - 1 2
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等	I - 1 2
2. 原子力防災資機材の整備	I - 1 3
3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備	I - 1 3
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	I - 1 4
1. オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）に備え付ける資料	I - 1 4
2. 原子力技術研究所に備え付ける資料	I - 1 4
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	I - 1 4
1. 緊急時対策所	I - 1 4
2. 避難場所	I - 1 4
3. 気象観測設備	I - 1 4
4. 放送装置	I - 1 5
5. 原子力事業所災害対策支援拠点	I - 1 5
第6節 防災教育の実施	I - 1 5
第7節 防災訓練の実施	I - 1 6
1. 原子力技術研究所における訓練	I - 1 6
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	I - 1 6
第8節 関係機関との連携	I - 1 6
1. 国との連携	I - 1 7
(1) 情報提供、報告、立ち入り検査等	I - 1 7
2. 地方公共団体との連携	I - 1 7
3. 地元防災関係機関等との連携	I - 1 7
第9節 平時における住民等への情報提供	I - 1 8
第3章 緊急事態応急対策等の実施	I - 1 9
第1節 通報及び連絡	I - 1 9
1. 通報の実施	I - 1 9
2. 警戒態勢発令時の対応	I - 2 0
3. 緊急時態勢発令時の対応	I - 2 0

4. 情報の収集と提供	I - 2 0
5. 電話回線の確保	I - 2 1
第2節 応急措置の実施	I - 2 1
1. 警備及び避難誘導	I - 2 1
(1) 避難場所等の指定	I - 2 1
(2) 避難の周知	I - 2 1
(3) 原子力技術研究所敷地外への避難	I - 2 1
(4) 原子力技術研究所への入域制限	I - 2 1
2. 放射能影響範囲の推定	I - 2 2
3. 緊急時医療	I - 2 2
(1) 救助活動	I - 2 2
(2) 医療活動	I - 2 2
(3) 二次災害防止に関する措置	I - 2 2
4. 消火活動	I - 2 2
5. 汚染の拡大防止	I - 2 2
6. 線量評価	I - 2 3
7. 広報活動	I - 2 3
8. 応急復旧	I - 2 3
(1) 施設及び設備の整備並びに点検	I - 2 3
(2) 応急の復旧対策	I - 2 3
9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	I - 2 3
10. 資機材の調達及び輸送	I - 2 4
11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	I - 2 4
12. 応急措置の実施報告	I - 2 5
13. 原子力防災要員の派遣等	I - 2 5
(1) オフサイトセンターにおける業務に関する事項	I - 2 5
(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事	I - 2 5
第3節 緊急事態応急対策	I - 2 6
1. 第2次緊急時態勢の発令	I - 2 6
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	I - 2 6

3. 応急措置の継続実施	I - 2 6
4. 事業所外運搬事故における対策	I - 2 6
第4章 原子力災害事後対策の実施	I - 2 8
第1節 原子力技術研究所の対策	I - 2 8
1. 復旧対策	I - 2 8
2. 被災者の相談窓口の設置	I - 2 8
3. 原因究明と再発防止対策の実施	I - 2 8
第2節 原子力防災要員の派遣等	I - 2 9
1. 広報活動に関する事項	I - 2 9
2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去の関する事項	I - 2 9
第5章 その他	I - 3 0
第1節 他の原子力事業者等への協力	I - 3 0

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「法律」という。）第7条第1項の規定に基づき、東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所（以下「原子力技術研究所」という。）の原子炉施設及び使用施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第41条に定める核燃料物質を使用する施設に限る。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、実効性のある原子力防災対策を構築し、円滑かつ適切に遂行することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

①原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

②原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力技術研究所の敷地外（但し、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

③原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

④緊急事態応急対策

法律第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があったときから同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

⑤原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

⑥原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者並びに同法第52条第1項の規定に基づく使用の許可を受けたものをいう。

⑦原子力事業所

原子炉の運転等を行う事業所をいう。

⑧指定行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関及び同法第8条から同条の3までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

⑨指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

⑩緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合であって原子力技術研究所の平常組織をもつてしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対するための態勢をいう。

⑪原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

⑫原子力防災組織

法律第8条第1項の規定に基づき原子力事業所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

⑬原子力防災要員

法律第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（但し、同条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。）をいう。

⑭緊急時対策要員

原子力防災要員及び本部補佐員、緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）派遣要員及び原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）派遣要員をいう。

⑮本社緊急時対策要員

本社において主に広報活動を担当する要員をいう。

⑯原子力防災管理者

法律第9条第1項の規定に基づき選任され、原子力事業所においてその事業の実施を統括管理する者をいう。

⑰副原子力防災管理者

法律第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

⑱社長

東芝エネルギーシステムズ株式会社の社長をいう。

⑲緊急時対策所

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「原子力事業者防災業務計画等に関する命令」という）第2条第3項第1号に規定する原子力事業所災害対策の実施を統括管理するための施設をいう。

⑳原子力事業所災害対策支援拠点

原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第3項第2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

㉑警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階をいう。

㉒施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたた

め、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

②全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

東芝臨界実験装置（NCA）施設（以下「NCA施設」という。）並びに核燃料物質使用許可施設（以下「N28-2」という。）においては、規制法等による国の安全規制に基づき、その設計、建設、運転の各段階において、安全確保対策を講じている。また、立地に際しては、重大事故（敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故）や仮想事故（更に重大事故を越えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故）を想定した場合であっても、周辺公衆の安全が確保されることを確認している。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力技術研究所の敷地外へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力災害対策である。このため、この法律、その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害が発生した場合には原子力災害の拡大の防止及び復旧を図るために実施すべき事項についても定めておく必要がある。以上により、次の諸施策に重点を置いてこの計画を定め、原子力災害対策の推進を図ることとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等周到かつ十分な予防対策を行う。

2. 緊急事態応急対策等の実施

特定の事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急

事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣及び原子力防災資機材の貸与等の迅速かつ円滑な応急対策を行う。

3. 原子力災害事後対策の実施

原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣及び原子力防災資機材の貸与等の適切かつ速やかな災害復旧対策を行う。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力技術研究所の緊急時対策要員は、平常時から、原子力災害対策活動等について理解しておくとともに緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力事業者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力事業者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を神奈川県知事、川崎市長、東京都知事及び原子力防災専門官に報告する。又、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 原子力事業者は、この計画を修正しようとするときは、神奈川県地域防災計画、川崎市地域防災計画、東京都地域防災計画及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石コン法」という。）第31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画に抵触するものでないことを確認する。

2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ原子力防災専門官の指導及び助言を受けるとともに神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事と協議しなければならない。なお、修正内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。上記の協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、原子力事業者により神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事にこの計画の案を提出して行うも

のとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。

3. この計画を修正した場合、原子力事業者より内閣総理大臣及び原子力規制委員会に速やかに様式第1に定める届出書により届け出るとともに、その要旨を公表する。

4. 原子力事業者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急時態勢等の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急時態勢及び警戒態勢を区分する。

表 緊急時態勢及び警戒態勢の区分

原子力災害の情勢	緊急時態勢等の区分
別表第11の事象が発生したとき、又は原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断されたときから、第1次緊急時態勢又は第2次緊急時態勢が発令されるまでの間又は警戒態勢を取る必要がなくなるまでの間（警戒事態）	警戒態勢 (保安規定による災害対策本部)
別表第1の事象が発生し、原子力防災管理者が法律第10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要がなくなったときまでの間（施設敷地緊急事態）	第1次緊急時態勢
別表第2の事象が発生し、その旨を関係箇所に通報するとき、又は内閣総理大臣が法律第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が同条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間（全面緊急事態）	第2次緊急時態勢

注) 法律第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により緊急時態勢を継続することができる。

2. 原子力防災組織

社長は、原子力技術研究所に原子力防災組織を設置する。

(1) 原子力防災組織の職務と要員

- ① 原子力防災組織は、別図第1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- ② 社長は、原子力防災組織に原子力災害が発生した場合、直ちに必要な業務を行える別図第2に定める緊急時対策要員を置く。このうち、業務の一部は別表第1・2に定めるものに委託して行う。
- ③ 社長は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐要員を置く。

(2) 原子力防災組織の届出、派遣要員、報告等について

- ① 社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事に様式第2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。
 - ② 社長は、緊急時対策要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の関係機関と共にを行う緊急事態応急対策
 - b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の関係機関と共にを行う原子力災害事後対策
 - c. 他の原子力事業者等の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
 - ③ 社長は、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- (3) 社長は、緊急時態勢が発令された場合、オフサイトセンター等の関係機関と連携し、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターの立ち上げ並びに緊急時モニタリング計画に基づく緊急時モニタリングの実施に協力するとともに、緊急事態応急対策に取り組むものとする。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職位及び職務

(1) 原子力防災管理者の職位及び職務

原子力防災管理者は、原子力技術研究所長とし、当該原子力事業所においてその事業及び原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- ① 別表第1又は別表第2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、

直ちに別図第3に示す箇所へ通報し、緊急時態勢を発令する。なお、特定事象の発生及び特定事象の経過のファクシミリによる通報は記録として保存する。

- ② 緊急時態勢を発令した場合、直ちに原子力防災要員を召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図第4に示す箇所へ報告する。
- ③ 法律第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、隨時、保守点検する。
- ④ 原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- ⑤ 緊急時対策要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。
- ⑥ 旅行又は疾病その他の事故のため長期にわたり不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者を次の代行順位により代行者に指定する。

代行順位 1 管理担当部長
〃 2 原子炉技術担当部長
〃 3 その他管理的又は監督的地位にある職位

(2) 副原子力防災管理者の職位及び職務

副原子力防災管理者は、管理担当部長、原子炉技術担当部長、その他管理的又は監督的地位にある職位から2名以上を選任し、次に掲げる職務を行う。

- ① 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- ② 原子力防災管理者が不在の時には、予め定めた代行順位に従って、その職務を代行する。
- ③ 副原子力防災管理者が不在になる時には予め代行者を指名する。

(3) 原子力事業者は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事に7日以内に様式第3の届出書により届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 警戒事態に該当する事象の連絡体制

原子力防災管理者は、別表第1-1に該当する事象の発生について通報を受けたとき、又は自ら発見したときに際し、別図第3に定める通報連絡体制を整備しておくものとする。

(2) 法律第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2に該当する事象の発生について通報を受けたとき、又は自ら発見したときに際し、別図第3に定める通報連絡体制を整備しておくものとする。

又、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事から、同項の通報について報告を求められたときには、必要な情報を提供する。

(3) 法律第10条第1項の通報後の情報連絡体制

① 社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、同項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡については別図第4に定める連絡体制を整備しておくものとする。

② 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は、別図第5に定めるとおりとする。

2. 緊急時態勢等の発令及び解除

(1) 警戒態勢の発令及び要員の召集

原子力防災管理者は、別表第1-1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、警戒態勢を発令する。

原子力防災管理者は、警戒態勢を発令した場合は、直ちに社長に報告する。

原子力防災管理者は、事業所における警戒態勢発令時に、所内放送及び別表第4、別表第5に示す非常用通信機器及び加入電話等を使用し、警戒態勢時の要員（保安規定に基づく災害対策本部要員）を事業所の緊急時対策所に召集する。

(2) 警戒態勢の解除

原子力防災管理者は、事象が収束し、通常組織によって対応し得ると判断した場合は、事業所における警戒態勢を解除することができる。

(3) 緊急時態勢（第1次及び第2次緊急時態勢）の発令

原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、別図第6に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合は、直ちに社長に報告する。

(4) 緊急時対策要員の非常召集

原子力防災管理者は、事業所における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に所内放送及び別表第4、別表第5に示す非常用通信機器及び加入電話等を使用し、別図第6に定める連絡経路により、緊急時対策要員を事業所の対策本部室等に非常召集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

(5) 原子力災害対策本部の設置

① 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、速やかに、原子力技術研究所内に原子力災害対策本部（以下「対策本部」という。）を別図第8に示す場所に設置する。

② 対策本部は、別図第2に示す組織で構成する。

③ 原子力防災管理者は、対策本部長としてその職務を遂行する。

(6) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置

原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した後、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業に必要な資材等の調達、支援要員の待機・準備等を行わせる。

(7) 緊急時態勢の区分の変更

原子力防災管理者は、緊急時態勢の区分を変更するときには、社長にその旨を報告する。

(8) 緊急時態勢の解除

原子力防災管理者は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時態勢を解除する。

① 法律第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令されていたが、その後法律第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

② 同条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束した場合。

原子力防災管理者は、原子力技術研究所の緊急時態勢を解除する場合は、社長に報告する。

原子力防災管理者は、緊急時態勢を解除したときは、対策本部を廃止し、緊急時対策要員を解散する。

(9) 原子力事業所災害対策支援拠点の廃止

原子力防災管理者は、緊急時態勢を解除した場合は、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止する。

3. 権限の行使

(1) 緊急時態勢を発令した時は、原子力技術研究所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、対策本部のもとで行う。

(2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した時は、対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。但し、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに社長に報告する。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、法律第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図第7に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

(1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。

(2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。

(3) 毎年1回以上定期にモニタリングポストの較正を行う。

(4) モニタリングポストが2式とも故障等により監視不能となった場合、速やかに修理すると共に関係する地方公共団体に連絡し別表第3に定める対応措置を講ずる。

- (5) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原子力事業者より、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事に7日以内に様式第5に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、法律第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、放射線測定設備検査申請書を原子力規制委員会に提出する。
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。又、モニタリングポストにより測定した放射線量を各種の手段により公表する。
- (8) 原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、法律第11条第2項に規定される原子力防災資機材について次の措置を講ずる。

- (1) 別表第4に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 原子力事業者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事に7日以内に様式第6に定める届出書により届け出る。
又、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

原子力防災管理者は、別表第5に示す原子力防災資機材以外の資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に必要となる別表第6に示す資料のうち、
＊印の資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。又、これらの
資料について定期的に見直しを行う。

なお、E R Cについては同様の資料を備え付ける。

2. 原子力技術研究所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表第6に定める資料を、原子力技術研究所に備え付ける。又、原
子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

原子力防災管理者は、対策本部を設置するための別表第13に示す緊急時対策所を常に使
用可能な状態に整備する。

緊急時対策所に設置した対策本部における通信連絡は、別表第4ならびに別表第5に示す
非常用通信機器を用いて行う。

緊急時対策所の建屋に備える非常用電源設備は、停電時におけるモニタリングポスト、放
射線モニタ装置の電源ならびに緊急時対策所のファクシミリ装置電源、夜間照明電源に用い
る。

2. 避難場所

原子力防災管理者は、別図第8に定める避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、
その場所が避難場所であることを掲示する。又、原子力防災管理者は、避難場所を指定又は
変更したときは、関係者に周知する。

3. 気象観測設備

原子力防災管理者は、気象観測設備を別図第7に定めるとおりに設置し、以下の整備、運

用を行う。

- (1) 気象観測設備により測定した風速、風向等は記録計により記録し、1年間保存する。
- (2) 毎年1回以上定期的に気象観測設備の点検、較正を行う。

又、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

4. 放送装置

原子力防災管理者は、事業所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。

又、原子力防災管理者は、所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

5. 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点（以下、「支援拠点」という。）を別表第14のとおりあらかじめ選定しておく。支援拠点は、必要に応じて次の目的で使用する。

- 1) 資材班による対策用の資機材、食糧、非常用発電機用の燃料等の調達
- 2) 総務班による公設消防、外来者の待機場所の整備
- 3) 救護班を支援する産業医、看護師の待機所

支援拠点における非常用通信機器は別表第4、別表第5に示した非常用通信機器のうち可搬できる端末を携行して行う。

停電時に支援拠点で非常用電源が必要となった場合は、廃棄物処理棟から可搬式非常用ディーゼル発電機を移動し、通信機器及び夜間照明に用いる。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者は、緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について年1回以上の防災教育を実施する。

- (1) 原子力防災組織及び活動に関する知識
- (2) NCA施設及びN28-2の設備並びに放射性物質の運搬容器等に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識

(4) 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む原子力防災対策上の諸設備に関する知識

また、防災教育は、計画、実施、評価及び継続的な改善を実施する。

第7節 防災訓練の実施

1. 原子力技術研究所における訓練

原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようするため、次に掲げる項目の(1)又は(2)～(5)の組合せによる防災訓練を年1回実施する。また、防災訓練に係る計画書、実施要領等に関しては、事前に、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

- (1) 総合訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 緊急時医療（救助）訓練
- (4) モニタリング訓練
- (5) 避難誘導訓練

原子力防災管理者は、訓練の計画において原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態の発生に至らない想定の訓練を計画する場合は、原子力緊急事態の発生を想定した通報及び体制構築に係る訓練を、当該訓練と組み合せて実施する。なお、その場合は別途定める訓練の中期計画に基づき適切な頻度で実施する。

原子力防災管理者は防災訓練実施後、訓練報告書（様式第8）を作成、原子力規制委員会へ提出する。また、その要旨を作成、公表する。

防災訓練の実施にあたっては、毎年、計画、実施、評価を行い、継続的な改善を行う。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定の参加要請に基づき参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者は、関係機関と相互に連携を取りながら、緊急事態対策及び原子力災害事後対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携

(1) 情報提供、報告、立ち入り検査等

- ① 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図るとともに、原子力施設に異常が発生し、又はそのおそれがある場合は、原子力規制委員会等に施設の状況について情報提供を行い、情報共有を図る。さらに、原子力規制委員会等と連携して、原子力災害の発生又は拡大を防止するように努める。
- ② 内閣総理大臣及び原子力規制委員会から法律第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- ③ 内閣総理大臣及び原子力規制委員会から法律第32条第1項に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- ④ 原子力防災専門官からこの計画の修正及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。又、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（神奈川県、川崎市及び東京都）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地方防災会議等が開催される場合、参加要請に基づきこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事から法律第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。
- (4) 神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事から法律第32条第1項に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（川崎臨港消防署、川崎臨港警察署、川崎海上保安署、浮島共同防災協議会及びその他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

第9節 平時における住民等への情報提供

原子力防災管理者は、平常時より、原子力技術研究所の周辺住民（周辺の企業事業所）に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、必要に応じて、情報提供を行うものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性
- ② 原子力事業所の概要
- ③ 原子力災害とその特殊性
- ④ 原子力施設の防災対策

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

1. 通報の実施

(1) 原子力防災管理者は、別表第1-1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに様式第9に定められた連絡様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長、東京都知事及び原子力防災専門官にファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて連絡する。さらに、その着信を確認する。

また、原子力防災管理者は、別表第1-1の事象のその後の状況について定期的に情報収集し、その内容を様式第1-0に定められた連絡様式に記入し、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長、東京都知事及び原子力防災専門官にファクシミリ装置を用いて事象の進展に応じ適切な間隔で継続して連絡する。さらに、その着信を確認する。

原子力防災管理者は、上記の事象の発生連絡及びその後の経過報告について、ファクシミリ装置等で送信した書面を時系列で保存する。

(2) 原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに様式第4に定められた通報様式に必要事項を記入し、別図第3に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信及びその着信の確認を行う。また、別表第1又は別表第2に定める事象のうち、原子力技術研究所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料など）の場合にあっては、様式第4の2に定められた通報様式に必要事項を記入し、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、警察、消防機関及び海上保安部署の他に別図第3に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、原子力防災専門官、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。

ファクシミリ装置を用いて一斉に送信することができない場合には、通報は様式第4又は様式第4の2に掲げる事項について行う。また通報の方法は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に対し確認する。

原子力防災管理者は、上記の通報について、ファクシミリ装置等で送信した書面を時系列で保存する。

(3) 原子力防災管理者は、法律第10条第1項に基づく通報を行った旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事と連絡調整を行い、報道機関へ発表する。

2. 警戒態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、別表第11の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「緊急時態勢の区分」に基づき、直ちに警戒態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、警戒態勢を発令した場合、直ちに社長に報告する。
- (3) 原子力防災管理者は、警戒態勢発令後、警戒態勢時の要員（保安規定に基づく災害対策本部要員）を召集する。

3. 緊急時態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「緊急時態勢等の区分」に基づき、直ちに緊急時態勢を発令する。
- なお、事象の進展によっては、警戒態勢又は第1次緊急時態勢を発令せず、直接第2次緊急時態勢を発令する場合もある。その場合の発令は、この計画第3章第3節「緊急事態対策」に準ずるものとする。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに社長に報告する。
- (3) 原子力防災管理者は、緊急時態勢発令後、緊急時対策要員を非常召集する。
- (4) 原子力防災管理者は、対策本部を設置し、活動を開始する。

4. 情報の収集と提供

- (1) 緊急時対策要員の各担当等は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、原子力防災管理者に報告する。
- ① 事故の発生時刻及び場所
 - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかる状況
 - ④ 原子力技術研究所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果

- (⑤) 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - (⑥) 気象状況
 - (⑦) 収束の見通し
 - (⑧) その他必要と認める事項
- (2) 緊急時対策要員の情報班及び通報班は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式第7（但し、事業所外運搬の場合にあっては様式第7の2）に記載し、原子力防災管理者に報告後、別図第4に定める連絡箇所にファクシミリにて適切な間隔で継続して報告する。

5. 電話回線の確保

対策本部長は、緊急事態応急対策実施時の通信を確保するため、必要と認めたときは、電話制限その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 応急措置の実施

1. 警備及び避難誘導

緊急時対策要員の警備誘導班は、各班と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 避難場所等の指定

原子力技術研究所内の事象に係る緊急時態勢が発令された場合、原子力技術研究所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指定する。

(2) 避難の周知

緊急時対策要員の総務班は、避難者に対して所内放送等により指定する避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知させる。

(3) 原子力技術研究所敷地外への避難

避難者を原子力技術研究所敷地外へ避難させる必要がある場合、原子力技術研究所敷地外へ避難させる。なお、緊急時対策要員の情報班及び通報班は、その旨を直ちに神奈川県知事、川崎市長、東京都知事、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

(4) 原子力技術研究所への入域制限

原子力技術研究所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に關係の

ない車両の使用を禁止する。

2. 放射能影響範囲の推定

緊急時対策要員の放射線班は、原子力技術研究所内及び原子力技術研究所敷地周辺の放射線並びに放射能の測定を行い、放射性物質が原子力技術研究所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

3. 緊急時医療

緊急時対策要員の救護班は、各班と協力して次に掲げる措置を講ずる。

(1) 救助活動

負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）を発見した場合、負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

負傷者等について可能な限りの応急措置及び除染等の措置を講ずるとともに、外部の病院等への搬送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

医療機関へ負傷者等の搬送及び治療の依頼を行う時ならびに救急隊到着時に、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達するとともに、放射線班員が同行する。

4. 消火活動

対策本部長は、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。又、消防機関に対しては事象並びに放射線防護に関する情報及び施設に関する情報等、消防活動に必要な情報を提供する。

5. 汚染の拡大防止

緊急時対策要員の警備誘導班は、不必要的被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設定し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により原子力技術研究所内にいる者に周知する。

又、緊急時対策要員の放射線班は、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去を行う。

6. 線量評価

緊急時対策要員の放射線班は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去を行う。

7. 広報活動

(1) 緊急時対策要員の総務班及び広報班は、原子力緊急事態を発令した時は、別表第7に示す場所にプレスセンターを開設する。

但し、原子力技術研究所内が使用できないと判断した場合は、別に指定する場所で広報発表を行う。

(2) オフサイトセンター等の運営が開始された場合、オフサイトセンター等近傍の指定場所で広報発表を行う。

(3) 緊急時対策要員の広報班は、別図第9に示すあらかじめ定められた様式に従い、原子炉施設等の状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、別図第10に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

8. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備並びに点検

緊急時対策要員の技術班は、原子炉制御室の計器類での監視及び可能な限り、巡回点検を実施し、原子力技術研究所の設備の状況及び機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定する。緊急時対策要員の復旧班は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

緊急時対策要員の関係する各班は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に關

する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 主要な放射線データにより、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性並びに待機状態の継続可能性を把握し、事故が拡大する可能性の予測を行うとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。
- (4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に必要な措置を行う。
- (5) 環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

対策本部長は、炉規法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

10. 資機材の調達及び輸送

緊急時対策要員の資材班は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。又、原子力技術研究所において十分に調達できない場合、本社に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

1 2. 応急措置の実施報告

緊急時対策要員の情報班及び通報班は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式第7に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事その他の別図第4に定める関係機関に報告する。但し、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、応急措置を実施した場合、様式第7の2に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、警察、消防機関及び海上保安部署の他に別図第4に定める関係機関に報告する。原子力防災管理者は、上記の報告について、ファクシミリ装置等で送信した書面を時系列で保存する。

1 3. 原子力防災要員の派遣等

対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンター等の運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに神奈川県知事、川崎市長、東京都知事その他の関係機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため、別表第8に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

(1) オフサイトセンター等における業務に関する事項

- ① オフサイトセンター等の設営準備助勢
- ② 事業所とオフサイトセンター等との情報交換
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- ⑤ 原子力災害合同対策協議会（又は現地事故対策連絡会議）への参加等

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は原子力技術研究所と連絡を取りながら、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、共有された情報の周知、原子力事業者への要請事項に係る対応等の必要な業務を行う。

又、対策本部長は、他の原子力事業所の協力も必要とするときには、本社に要請する。これを受け、社長は当社の他事業部に要請し、それでもなお不足する場合、他の原子力事業者等に対して協力を要請する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 第2次緊急時態勢の発令

- (1) 対策本部長は、別表第2に定められた状態に至った場合、緊急時対策要員の情報班及び通報班を経由して、様式第4に所定の事項を記入して、直ちに別図第4に定められた箇所に通報する。
- (2) 対策本部長は、この通報を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2次緊急時態勢を発令する。
- (3) 対策本部長は、別図第5に定める連絡経路に基づき、社長その他必要な箇所に第2次緊急時態勢を発令した旨を連絡する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 対策本部長は、オフサイトセンター等の運営が開始された場合、オフサイトセンター等に派遣されている原子力防災要員と連絡を密に取る。対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から原子力技術研究所に対して要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 対策本部長は、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められた時はこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

対策本部長は、この計画第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時態勢が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発生現場に派遣された専門家による助言を

踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

第4章 原子力災害事後対策の実施

対策本部長は、法律第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 原子力技術研究所の対策

1. 復旧対策

対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について、実施すべき内容とその実施担当者及び復旧に係る工程について記載した復旧計画を策定し、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設等の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設等の除染の実施
- (3) 原子炉施設等損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止等

対策本部長は、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市長及び東京都知事から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

原子力事業者は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被害者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに神奈川県知事、川崎市長、東京都知事その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表第9に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

1. 広報活動に関する事項

- (1) 原子力技術研究所とオフサイトセンター等との情報交換
- (2) 報道機関への情報提供

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は、原子力技術研究所と連絡を取りながら、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散している場合は派遣先）等の指示に基づき、共有された情報の周知、原子力事業者への要請事項に係る対応等の必要な業務を行う。又、原子力防災管理者は、他の原子力事業者等の協力を必要とするときには、本社を通じて要請する。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者等への協力

他の原子力事業者等の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、本社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、次に掲げる事項について、別表第10に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をう。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

但し、事業所外運搬の場合にあっては、「他の原子力事業者等の原子力事業所」を「他の原子力事業者等が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて準用する。

附 則 この計画は、平成12年12月 6日から実施する。

この計画は、平成13年10月31日から実施する。

この計画は、平成14年 9月30日から実施する。

この計画は、平成15年 9月30日から実施する。

この計画は、平成16年 9月30日から実施する。

この計画は、平成17年 9月30日から実施する。

この計画は、平成18年 9月30日から実施する。

この計画は、平成19年 9月30日から実施する。

この計画は、平成20年 9月30日から実施する。

この計画は、平成21年 9月30日から実施する。

この計画は、平成22年 9月30日から実施する。

この計画は、平成23年 9月30日から実施する。

この計画は、平成24年 9月30日から実施する。

この計画は、平成25年 3月18日から実施する。

この計画は、平成25年12月 1日から実施する。

この計画は、平成27年12月18日から実施する。

この計画は、平成29年 1月10日から実施する。

この計画は、平成29年10月25日から実施する。

この計画は、平成30年 3月23日から実施する。

この計画は、平成31年 3月 1日から実施する。

この計画は、令和 元年10月 1日から実施する。

この計画は、令和 2年10月 1日から実施する。

この計画は、令和 3年10月 1日から実施する。

この計画は、令和 4年10月 1日から実施する。

この計画は、令和 6年10月 1日から実施する。

原子力事業者防災業務計画別冊

(別表・別図・様式)

東芝エネルギーシステムズ株式会社
原子力技術研究所

別表・別図・様式リスト

II (別表)

別表第 1	法律第 10 条第 1 項に基づく通報基準	II - 1
別表第 2	法律第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準	II - 6
別表第 3	モニタリングポストが故障等により使用不能となった場合に 行う対応措置	II - 9
別表第 4	原子力防災資機材	II - 10
別表第 5	原子力防災資機材以外の資機材	II - 11
別表第 6	原子力災害対策活動で使用する資料	II - 12
別表第 7	プレスセンター開設場所	II - 13
別表第 8	緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、 原子力防災資機材の貸与	II - 14
別表第 9	原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、 原子力防災資機材の貸与	II - 15
別表第 10	他の原子力事業者等で発生した原子力災害への原子力 防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	II - 16
別表第 11	警戒事態の事象	II - 17
別表第 12	原子力防災組織業務の一部を委託するもの	II - 18
別表第 13	緊急時対策所	II - 19
別表第 14	原子力事業所災害対策拠点	II - 20

III (別図)

別図第 1	原子力技術研究所の原子力防災組織と業務分掌	III - 1
別図第 2	原子力技術研究所の原子力災害対策本部組織及び防災要員	III - 2
別図第 3	法律第 10 条第 1 項に基づく通報箇所及び警戒事態発令時 の連絡箇所	III - 3
別図第 4	法律第 10 条第 1 項の通報以降の社外との報告・連絡箇所	III - 4
別図第 5	緊急時態勢発令時の社内の通報連絡経路	III - 5
別図第 6	原子力技術研究所の緊急事態発令と緊急時対策要員の	

	非常召集連絡経路	III - 6
別図第 7	原子力技術研究所敷地周辺の放射線測定設備及び 気象観測設備	III - 7
別図第 8	原子力技術研究所の応急施設等	III - 8
別図第 9	プレス配布資料	III - 9
別図第 10	公表内容の伝達経路	III - 10

IV (様式)

様式第 1	原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書	IV - 1
様式第 2	原子力防災要員現況届出書	IV - 2
様式第 3	原子力防災管理者(副原子力防災管理者)の 選任・解任届出書	IV - 3
様式第 4	特定事象発生通報	IV - 4
様式第 4 の 2	特定事象発生通報	IV - 5
様式第 5	放射線測定設備現況届出書	IV - 6
様式第 6	原子力防災資機材現況届出書	IV - 7
様式第 7	応急措置の概要報告	IV - 8
様式第 7 の 2	応急措置の概要報告	IV - 11
様式第 8	防災訓練実施結果報告書	IV - 13
様式第 9	警戒事態の事象発生連絡	IV - 14
様式第 10	警戒事態事象発生後の経過連絡	IV - 15

別表集

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（1／5）

略称	通報すべき事象（施設敷地緊急事態に該当する事象）	解説
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	<p>政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めによるところにより検出されたこと</p> <p>政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法律第10条第1項の政令で定める基準は、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法律第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法律第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会で定める場合は、当該数値は検出されなかつるものとみなす。</p> <p>政令第4条第3項（第3項の定めによるところ） 前項の定めによるところにより検出された放射線量が法律第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上であるときは、法律第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>通報事象等規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 政令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、防災業務計画等命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングポストで以下の放射線量が検出された場合 <ul style="list-style-type: none"> $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線線量率（$1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線線量率を検出した場合は、中性子線の線量率を測定し、モニタリングポストの測定値と合算すること。） <p>(注) 落雷時の測定値は除く。</p>

通報事象等規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則

防災業務計画等命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令

通報所外運搬事象等命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（2／5）

略称	通報すべき事象（施設敷地緊急事態に該当する事象）	解説		
(2) 放射性物質通常経路放出	<p>政令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：$5 \mu\text{Sv/h}$ （1）参照。 原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ：通報事象等規則第5条。添付参照。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、NCA施設の臨界実験棟（N6）の排気筒をいう。 NCA施設の臨界実験棟（N6）において事業所境界の放射線量が$5 \mu\text{Sv/h}$以上に相当する数値（ガスモニタで7000 cpm以上）が10分間以上継続して検出された場合（NCA施設の臨界実験棟（N6）の排気筒の有効高さ14m、敷地境界までの最短距離は約110m） 		
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>政令第4条第4項第3号</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ $50 \mu\text{Sv/h}$以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が$5 \mu\text{Sv/h}$の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>通報事象等規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 政令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。</p> <p style="text-align: center;">（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">原子炉設置者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">(略)、それ以外の者にあっては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の2第2項第4号に規定する管理区域。</td> </tr> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。（2）参照。</p>	原子炉設置者	(略)、それ以外の者にあっては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の2第2項第4号に規定する管理区域。	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域外で以下の放射線量又は放射性物質が検出された場合 $50 \mu\text{Sv/h}$以上（10分間以上継続） 放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の50倍以上に達したとき（$5 \mu\text{Sv/h}$以上に相当する濃度） 火災等の影響により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難な場合に、放射線量$50 \mu\text{Sv/h}$以上（10分間以上継続）若しくは放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の50倍以上が検出される蓋然性が高い場合
原子炉設置者				
(略)、それ以外の者にあっては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の2第2項第4号に規定する管理区域。				

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（3／5）

略称	通報すべき事象（施設敷地緊急事態に該当する事象）	解説
(3) 火災爆発等による放射性物質放出 (続き)	<p>通報事象等規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>政令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること</p> <p>二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること</p> <p>通報事象等規則第6条第4項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により政令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす</p> <p>通報事象等規則第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準）</p> <p>一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るもの除去。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値。</p>	
(4) 防護措置の準備・一部実施が必要な事態	<p>通報事象等規則第7条第1号ホ（4）</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 妨害破壊行為等、臨界実験装置及び使用施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要があると原子力防災管理者が判断した場合

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（4／5）

略称	通報すべき事象（施設敷地緊急事態に該当する事象）	解説
(5) 原子炉外 での臨界 のおそれ	通報事象等規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。	・原子炉の炉心（NCA炉心タンク内部）以外の場所で、臨界管理が損なわれる状況で、臨界状態の発生の可能性の高い状態が発生した場合 ・エリアモニタ等で高い放射線量を検出（線源使用など原因が明らかな場合を除く） ガンマ線エリアモニタ警報設定値： （装置室、燃料室） $20\mu\text{Sv/h}$ （制御室、作業室） $5\mu\text{Sv/h}$
(6) 事業所外 運搬放射 線量異常	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、 $100\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 通報所外運搬事象等命令第2条第1項（原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ） 政令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 通報所外運搬事象等命令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により政令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。	・火災等の事象の発生により、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所で $100\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合 ・火災等の事象で放射線量の測定が困難な場合において、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所での放射線量が $100\mu\text{Sv/h}$ 以上となる可能性が高い場合
(7) スクラム 失敗	通報事象等規則第7条第1号ホ（1） 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。	・NCAは廃止措置中であり、原子炉の運転は行わず、運転操作をできなくなる機能停止措置を行うので、該当しない。
—	通報事象等規則第7条第1号ホ（2） 原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。	・NCA施設の臨界実験装置（NCA）には冷却系はないため、該当しない。
(8) 制御室使 用不能	通報事象等規則第7条第1号ホ（3） 原子炉制御室が使用できなくなること。	・NCAは廃止措置中であり、原子炉の運転は行わず、運転操作をできなくなる機能停止措置を行うので、該当しない。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（5／5）

略称	通報すべき事象（施設敷地緊急事態に該当する事象）	解説
(10) 事業所外 運搬事故	<p>政令第4条第4項第5号</p> <p>(略) 又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの。</p> <p>通報所外運搬事象等省令第3条</p> <p>政令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定め事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合、又は漏えいの蓋然性が高い場合

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(1/3)

略称	全面緊急事態に該当する事象	解説
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	<p>法律第15条第1項第1号</p> <p>第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合</p> <p>政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備）</p> <p>法律第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて法律第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>政令第6条第2項（政令で定める測定方法）</p> <p>法律第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>政令第6条第3項（政令で定める基準）</p> <p>法律第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は十分間以上継続して検出された場合に限る。）$5 \mu \text{Sv/h}$</p> <p>二 （以下、略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングポストで以下の放射線量が検出された場合 <ul style="list-style-type: none"> $5 \mu \text{Sv/h}$以上のガンマ線線量率（1地点10分以上継続） $5 \mu \text{Sv/h}$以上のガンマ線線量率（2地点で検出） <p>(注)落雷時の測定値は除く。</p>
(2) 放射性物質通常経路放出	<p>政令第6条第4項第1号</p> <p>第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界附近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報事象等規則第12条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>政令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上覧に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表下欄に掲げるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、NCA施設の臨界実験棟（N6）の排気筒をいう。 NCA施設の臨界実験棟（N6）において事業所境界の放射線量が$5 \mu \text{Sv/h}$以上に相当する数値（ガスモニタで7000 cpm以上）が10分間以上継続して検出された場合（NCA施設の臨界実験棟（N6）の排気筒の有効高さ14m、敷地境界までの最短距離は約110m）

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(2/3)

略称	全面緊急事態に該当する事象	解説
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>政令第6条第3項</p> <p>法律第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h</p> <p>三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号</p> <p>第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が$500 \mu\text{Sv}/\text{h}$の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報事象等規則第13条(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ)</p> <p>政令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 政令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域外で以下の放射線量又は放射性物質が検出された場合 • 5mSv/h 以上の放射線量 • 放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の5000倍以上の濃度が検出されたとき ($500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上に相当する濃度)
(4) 事業所外運搬放射線量上昇	<p>政令第6条第3項</p> <p>法律第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所で 10mSv/h 以上の放射線量が検出された場合 放射線量の測定が困難な場合において、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所での放射線量が 10mSv/h 以上となる可能性が高い場合
(5) 原子炉外臨界	<p>政令第6条第4項第3号</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の炉心（NCA炉心タンク内部）以外の場所で、核燃料物質が臨界状態にあることを検知した場合 エリアモニタ等で高い放射線量を連続して検出（10分間以上） (線源使用など原因が明らかな場合を除く) ガンマ線エリアモニタ警報設定値： (装置室、燃料室) $20 \mu\text{Sv}/\text{h}$ (制御室、作業室) $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(3/3)

略称	全面緊急事態に該当する事象	解説
—	通報事象等規則第14条ホ(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。	・NCAは廃止措置中であり、原子炉の運転は行わず、運転操作をできなくなる機能停止措置を行うので、該当しない。 ・NCA施設の臨界実験装置(NCA)には冷却系はないため、該当しない。
(6) 施設以外 に起因す る事象	通報事象等規則第14条ホ(2) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼす等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	・妨害破壊行為等、臨界実験装置及び使用施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要があると原子力防災管理者が判断した場合
(7) 事業所外 運搬事故	政令第6条第4項第4号 (略)又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則(事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令)で定めるもの。 通報所外運搬事象等命令第4条 政令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。)に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	・事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合、又は漏えいの蓋然性が高い場合

別表第3 モニタリングポストが2式とも故障等により使用不能
となった場合に行う対応措置

1. NCAの燃料の取扱いを行っていないことを確認する。
2. 隣接するモニタリングポストの指示値に異常の無いことを確認する。
3. 原子炉施設の状態に異常の無いことを確認する。
4. 4時間以上測定不能状態が継続すると判断される場合には、
可搬型放射線計測器等を用い6回／日以上の頻度にて当該箇所の放射
線量を測定する。

別表第4 原子力防災資機材

分類	法令による名称	具体的名称	保管場所	数量	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服	カバーオール	N9緊急時対策所	20個	1回／年 員数確認
	呼吸用ボンベ(交換用ボンベを含む) その他の機器と一緒に使用する防護マスク	セルフエアセット	N9緊急時対策所	3個	1回／年
	フィルター付き防護マスク	全面マスク	N9緊急時対策所	20個	1回／年
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	N9緊急時対策所	1回線	1回／年
	ファクシミリ装置	一斉ファクシミリ装置	N9緊急時対策所	1台	1回／年
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話 防災無線設備	N9執務室 N9執務室	7台 1台	1回／年 通話確認 1回／年 通話確認
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒モニタ	NCA	1台	1回／年
	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	N9放射線管理室	2台	1回／年
		電離箱サーベイメータ	N9放射線管理室	2台	1回／年
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子サーベイメータ	N9放射線管理室	2台	1回／年
	空間放射線積算線量計	素子	N9放射線管理室	4個	1回／年 員数確認
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用(β線)サーベイメータ	N9放射線管理室	1台	1回／年
		汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	N9放射線管理室	1台	1回／年
	可搬式ダスト測定関連機器	ダストサンプラー	N9放射線管理室	4台	1回／年
		測定装置	N9準備室	1台	1回／年
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	ヨウ素サンプラー	N9放射線管理室	2台	1回／年
		波高分析装置	N9準備室	1台	1回／年
	個人用外部被ばく線量測定器	ポケット線量計	N9放射線管理室	30台	1回／年 員数確認
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤	N9緊急時対策所	1000錠	1回／年 員数確認
	担架	担架	N9廊下	1台	1回／年 員数確認
	除染用具	除染キット	N9緊急時対策所	1式	1回／年 員数確認
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急救輸送車	浜川崎工場車庫	1台	道路交通法に基づく点検頻度
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	消防ポンプ設備	消防ポンプ置き場	1式	1回／年

別表第5 原子力防災資機材以外の資機材

分類	名称	保管場所	数量	点検頻度
放射線障害 防護用器具	緊急時用キット ^{※1}	N 9 緊急時対策所	1式	1回／年
非常用 通信機器	社内電話	N 9 放射線管理室	1回線	1回／年
	防災無線設備（トランシーバ）	N 9 執務室	4台	1回／年
	放送設備	警備室	1台	1回／年
その他資機材	安全パトロール車（自転車）	警備室	2台	1回／年
緊急医療 活動用資機材	応急救護用医薬品（付隨する器具を含む）	応急措置施設	2式	1回／年
	医療資機材 ^{※2}	応急措置施設	1式	1回／年
非常用電源	・可搬式非常用ディーゼル発電機 (3.1kVA、14時間) ・燃料（軽油） ^{※3}	廃棄物処理棟	1台	1回／年
保存食料品	非常食	防災備蓄品置き場	700食	1回／年
保存水	保存水 500ml (24本入り)	防災備蓄品置き場	50箱	1回／年

※1 緊急時用キットとは管理区域装備、事務用品、懐中電灯等の緊急時に使用する一式セットをいう。

※2 医療資機材とは、体温計、血圧計、絆創膏、包帯、滅菌ガーゼ、副子（シーネ）等の救護措置活動に必要な資機材をいう。

※3 燃料（軽油）は調達可能な小売店等から調達

別表第6 原子力災害対策活動で使用する資料

資 料 名
1. 原子力技術研究所周辺地図 ① 原子力技術研究所周辺地域地図 (1/25, 000) ② 原子力技術研究所周辺地域地図 (1/50, 000)
2. 原子力技術研究所周辺航空写真パネル
3. 原子力技術研究所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ
4. 原子力技術研究所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング設備配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ
5. 原子力技術研究所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表
6. 原子炉設置許可申請書 ※
7. 原子力施設の設備系統図及び施設配置図 ① 原子力施設の設備系統図 ② 原子力施設の施設配置図 ※
8. プロセス及び放射線計測配置図
9. 原子力施設の主要設備概要
10. 原子炉安全保護系ロジック一覧表
11. 規定類 ① 原子炉施設保安規定 ※ ② 核燃料使用施設保安規定 ※ ③ 原子力事業者防災業務計画 ※ ④ 原子力防災マニュアル

※：原子力災害対策特別措置法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料。

原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）にも同様の資料を提出。

別表第7 プレスセンター開設場所

名 称	住 所	電 話
現地 プレスセンター	現地広報 神奈川県川崎市川崎区 浮島町2番1号	[REDACTED] [REDACTED]
本社 プレスセンター	(本社) 広報室 神奈川県川崎市幸区 堀川町72番地34	[REDACTED] [REDACTED]

別表第8 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

別表第9 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

別表第10 他の原子力事業者等で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材の貸与		備考
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	放射線班	2名	シンチレーションサーベイメータ	1台	※1：原子力事業所に設置
			電離箱サーベイメータ	1台	
			中性子用サーベイメータ	1台	
			汚染密度測定用サーベイメータ	1台	
			汚染密度測定用（ α 線）サーベイメータ	1台	
			空間放射線積算線量計素子	2個	
			ポケット線量計	2個	
			ダスト測定器	サンプラ 1台 ※ ¹ 測定器 1台	
			業務車（資機材等運送用）	1台	

別表第11 警戒事態の事象（原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する基準）

略称	連絡すべき事象（警戒事態に該当する事象）	解説
大地震	原子力災害対策指針 ・当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生	川崎市において、震度6弱以上の地震が発生 (注) 事業者からの連絡は不要
大津波	原子力災害対策指針 ・当該原子力事業所所在市町村を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合	川崎市を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 (注) 事業者からの連絡は不要
重要な故障、原子炉施設以外の起因事象	原子力災害対策指針 ・オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合 ・その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	同左 同左

別表第12 原子力防災組織業務の一部を委託するもの

「防災業務計画等命令」第2条第3項に基づき原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事業所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下の通り。

法人の名称	セコムトセック株式会社
主たる事業所の所在地	川崎市川崎区砂子1-2-4 川崎砂子ビルディング9階
業務の範囲および実施方法	原子力防災管理者の指揮のもと警備誘導班として以下の業務を行う

業務の範囲	実施方法
1. 所内の警備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の警備 ・事業所の巡回
2. 非要員の避難・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策活動時の非要員の避難・誘導 ・緊急時における警察、消防への通報、誘導
3. 物的防護施設の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・守衛所における入退所管理
4. 火災を伴う場合の初期消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防隊の初期消火活動 ・緊急時対策活動の訓練への参加

別表第13 緊急時対策所

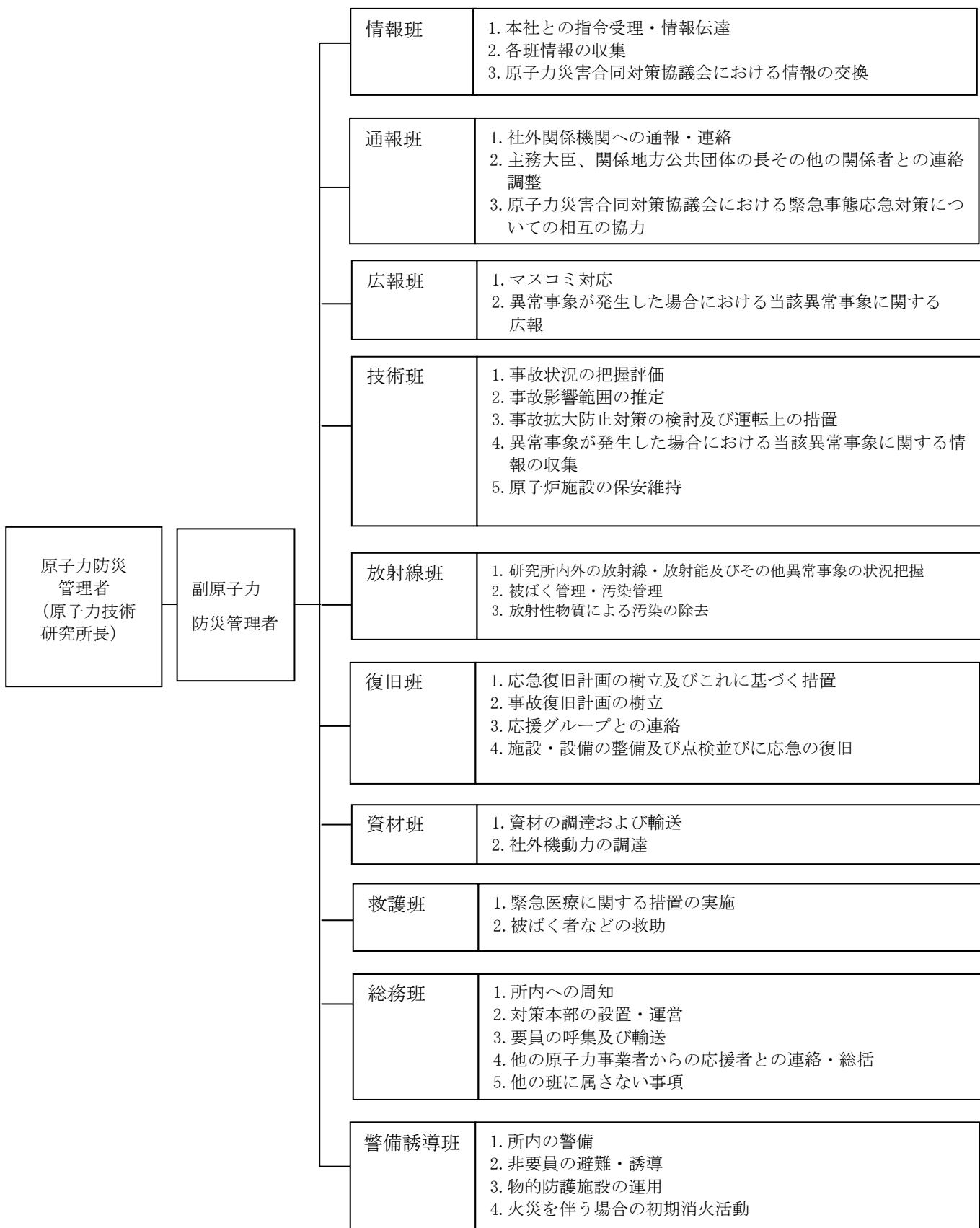
場所	東芝エネルギー・システムズ株式会社 原子力技術研究所 N9 建屋 2階
住所	川崎市川崎区浮島町4番1号
広さ	約70m ²
構造	鉄筋コンクリート造 旧建築基準（簡易耐震診断済み、判定Aで人の常駐可）
津波対策	2階であり想定津波高さ（～1m）に耐えられる
非常用通信機器	別表第4、別表第5の非常用通信機器
非常用電源	1) 非常用ディーゼル発電設備（10kVA、24時間） 2) 可搬式非常用ディーゼル発電機（3.1kVA、14時間）

別表第14 原子力事業所災害対策支援拠点

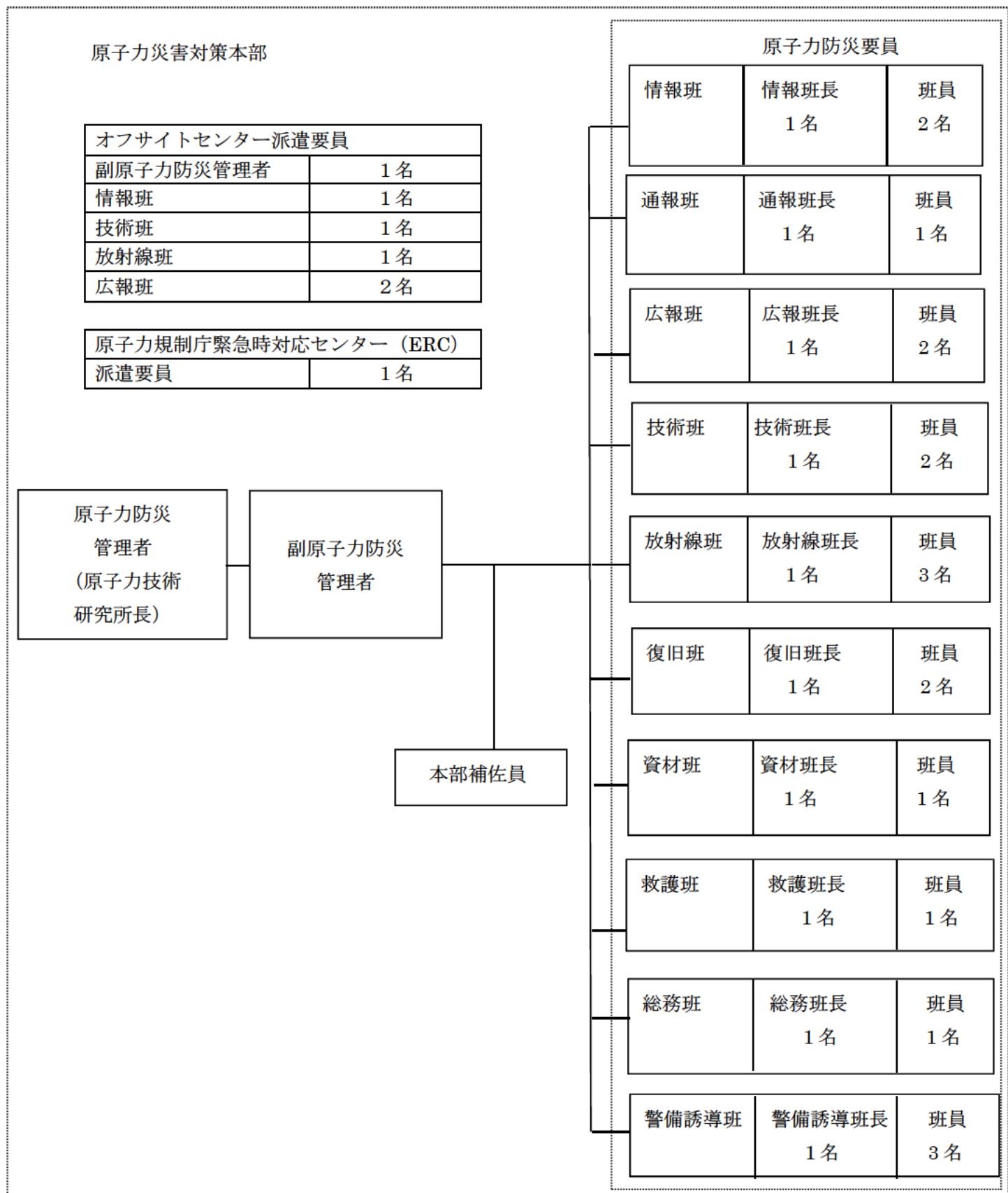
場所	東芝エネルギー・システムズ（株）浜川崎工場 1号館 2階
住所	川崎市川崎区浮島町2番1号
緊急時対策所からの距離	約400m
広さ	約55m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(耐震工事済み、判定Aで人の常駐可)
津波対策	2階であり想定津波高さ（～1m）に耐えられる

別図集

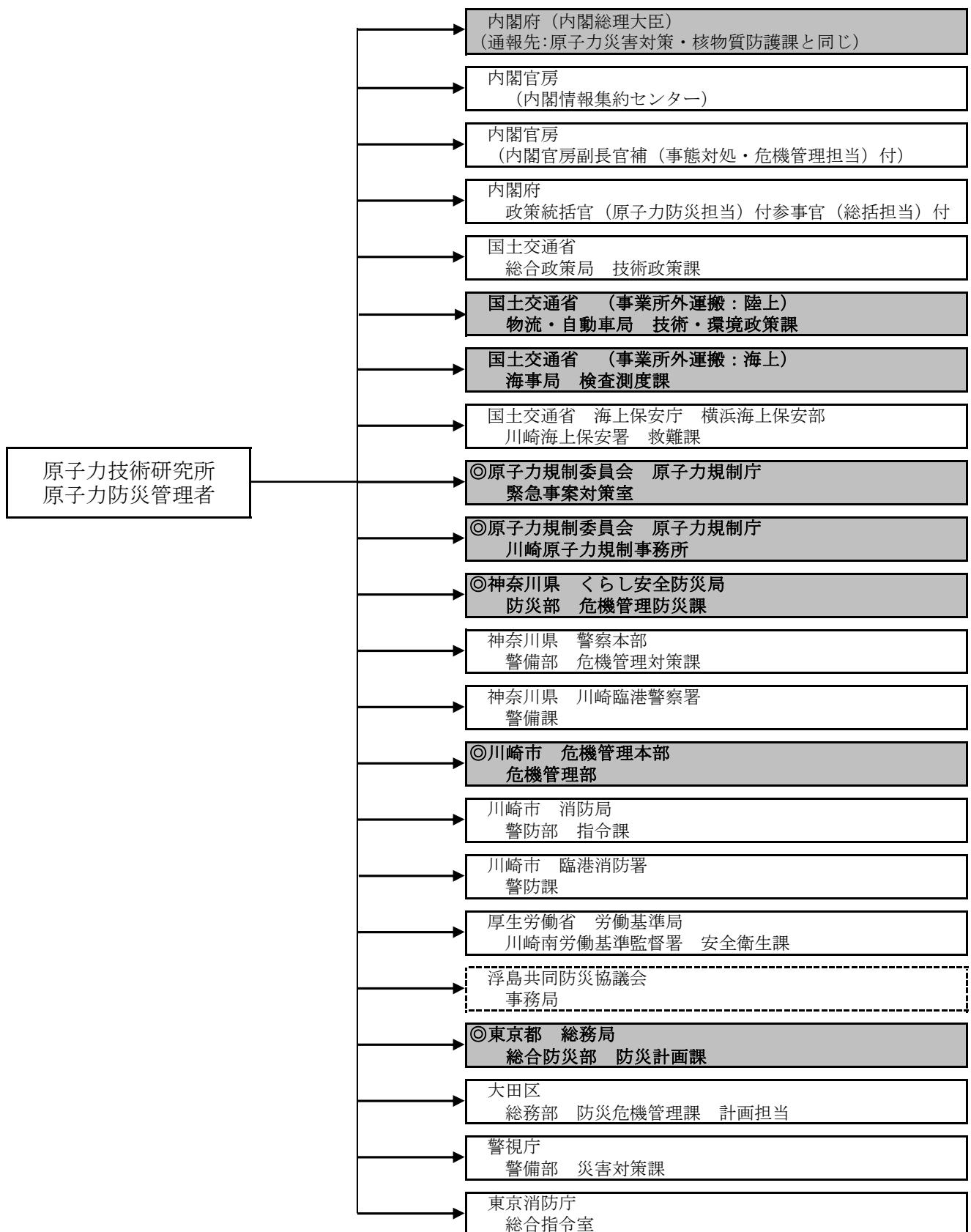
別図第1 原子力技術研究所原子力防災組織の業務分掌



別図第2 原子力技術研究所の原子力災害対策本部組織及び防災要員



別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報箇所

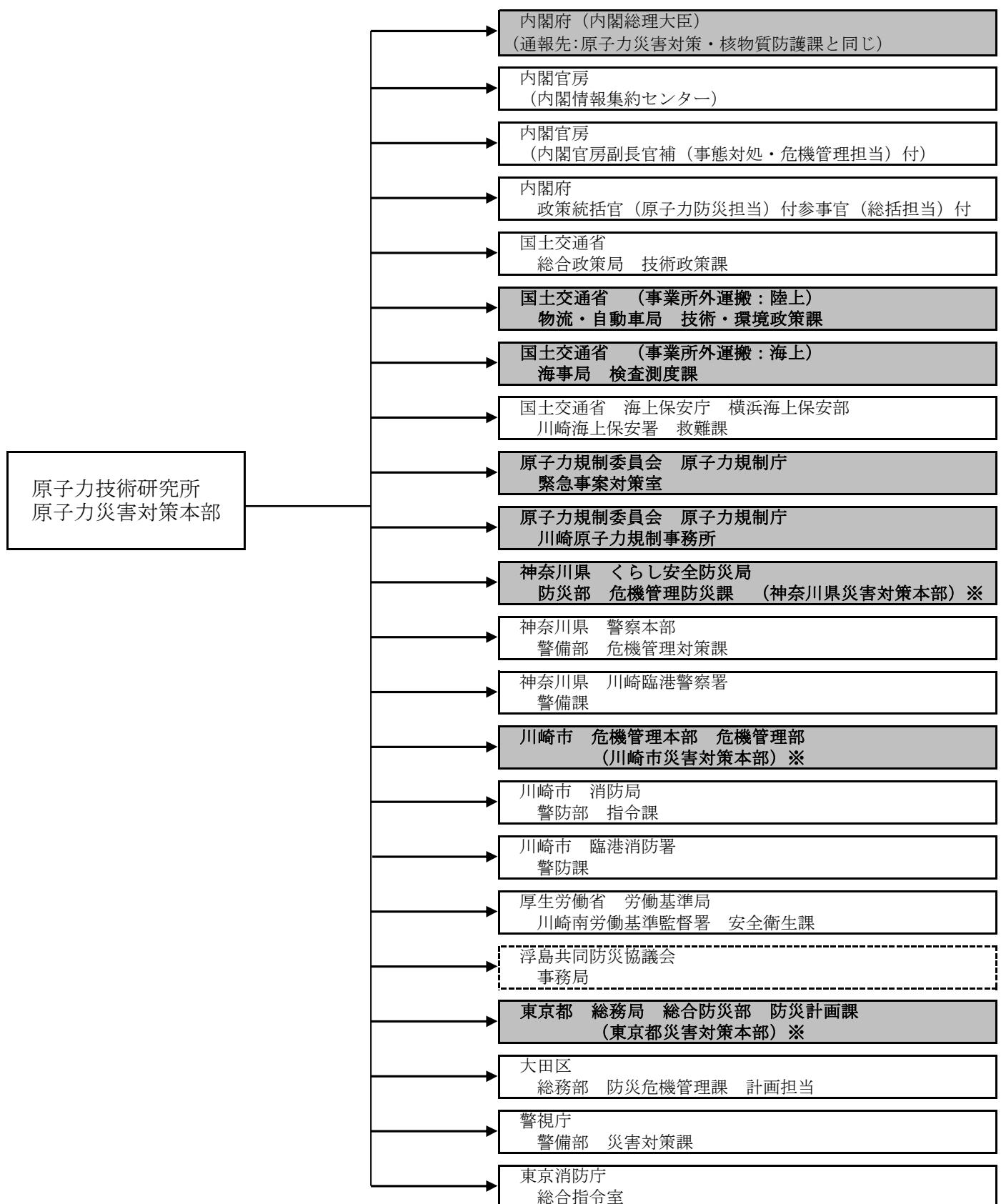


: 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先等
(ファクシミリ送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)

: ファクシミリ送信

◎ : 警戒事態発令時の連絡先

別図第4 様式第7（事業所外運搬の場合は様式第7の2）の社外との報告・連絡箇所

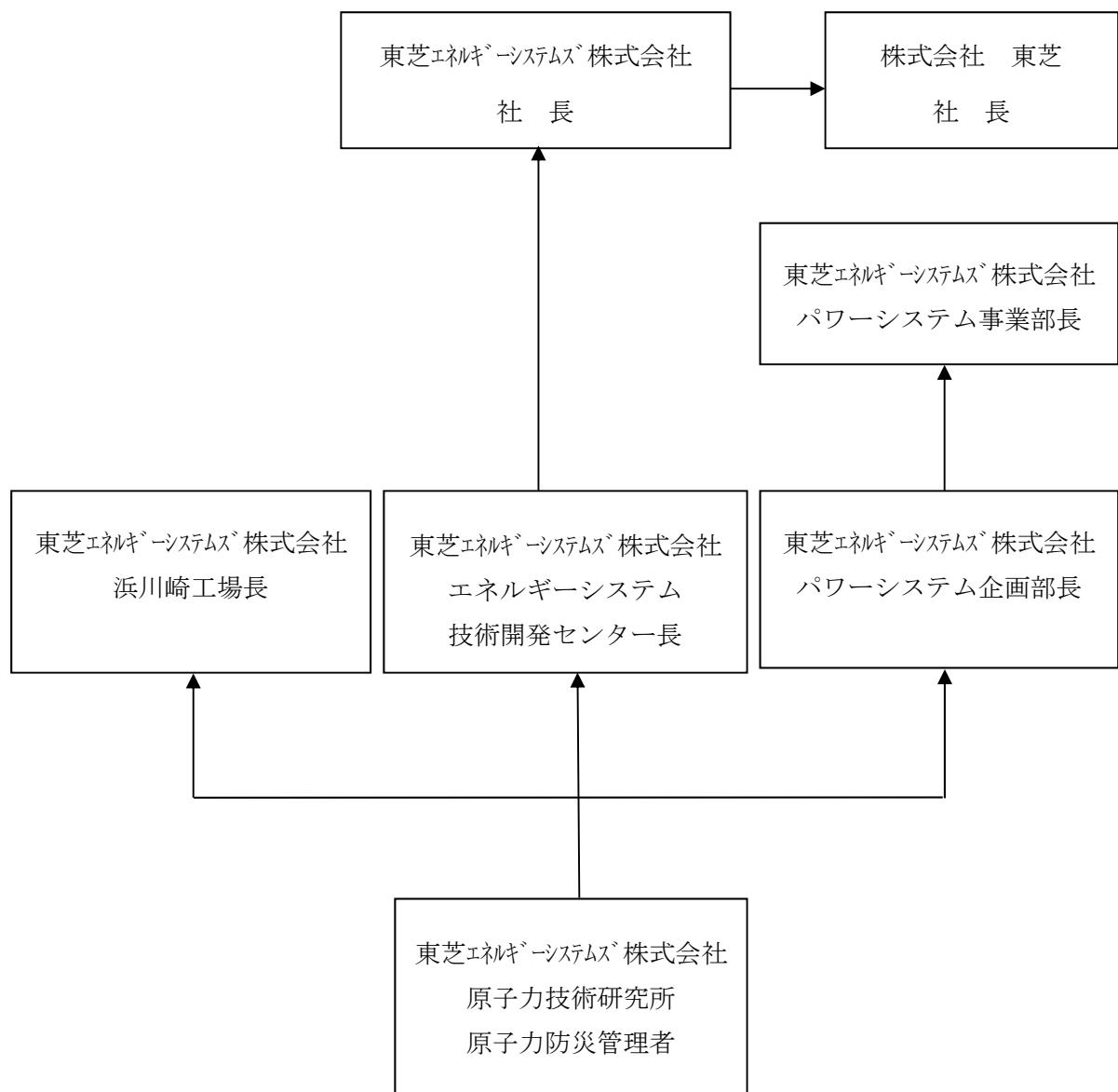


: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先等
(ファクシミリ送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)

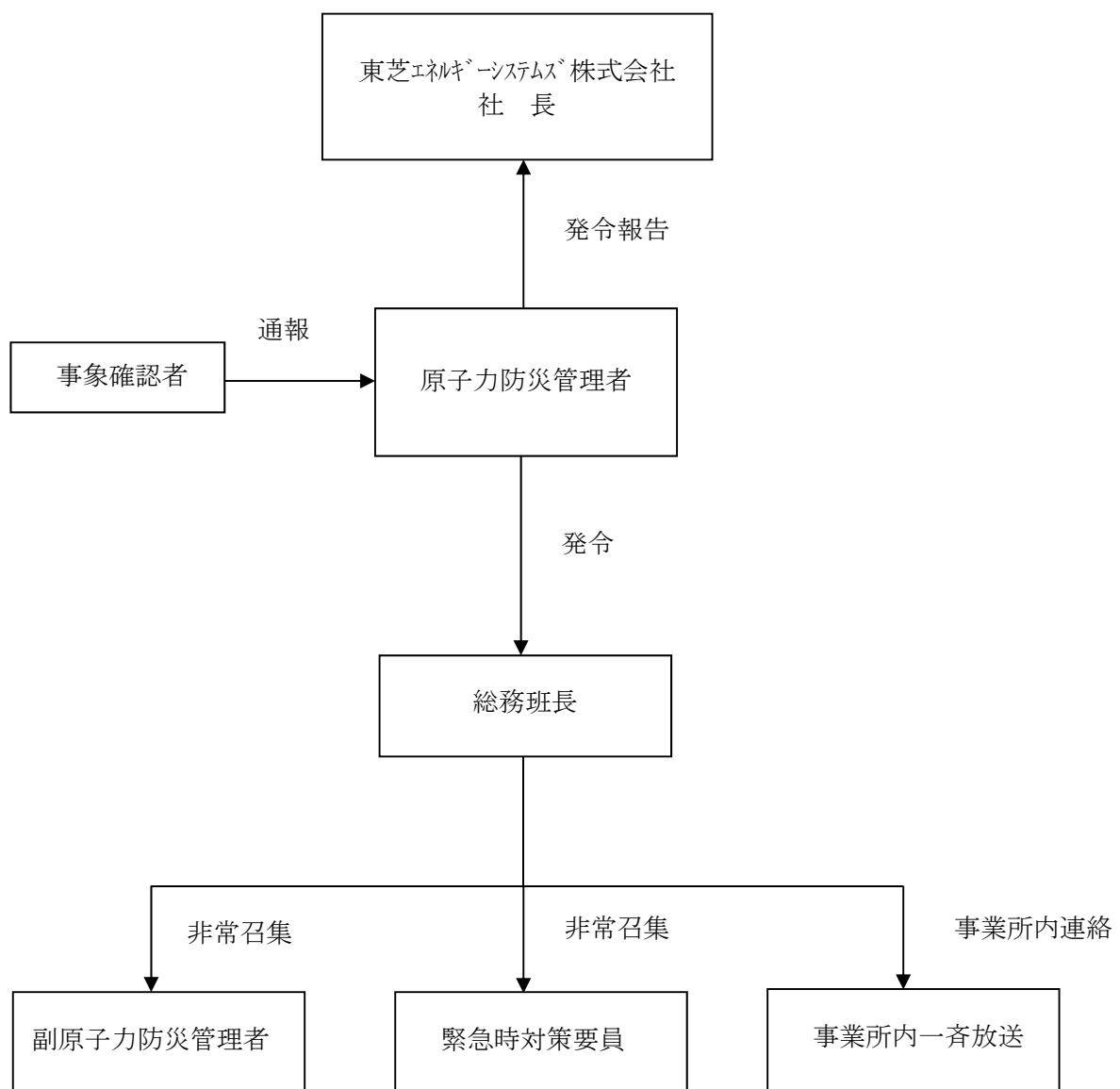
: ファクシミリ送信

※ 災害対策本部等が設置されている場合に限る

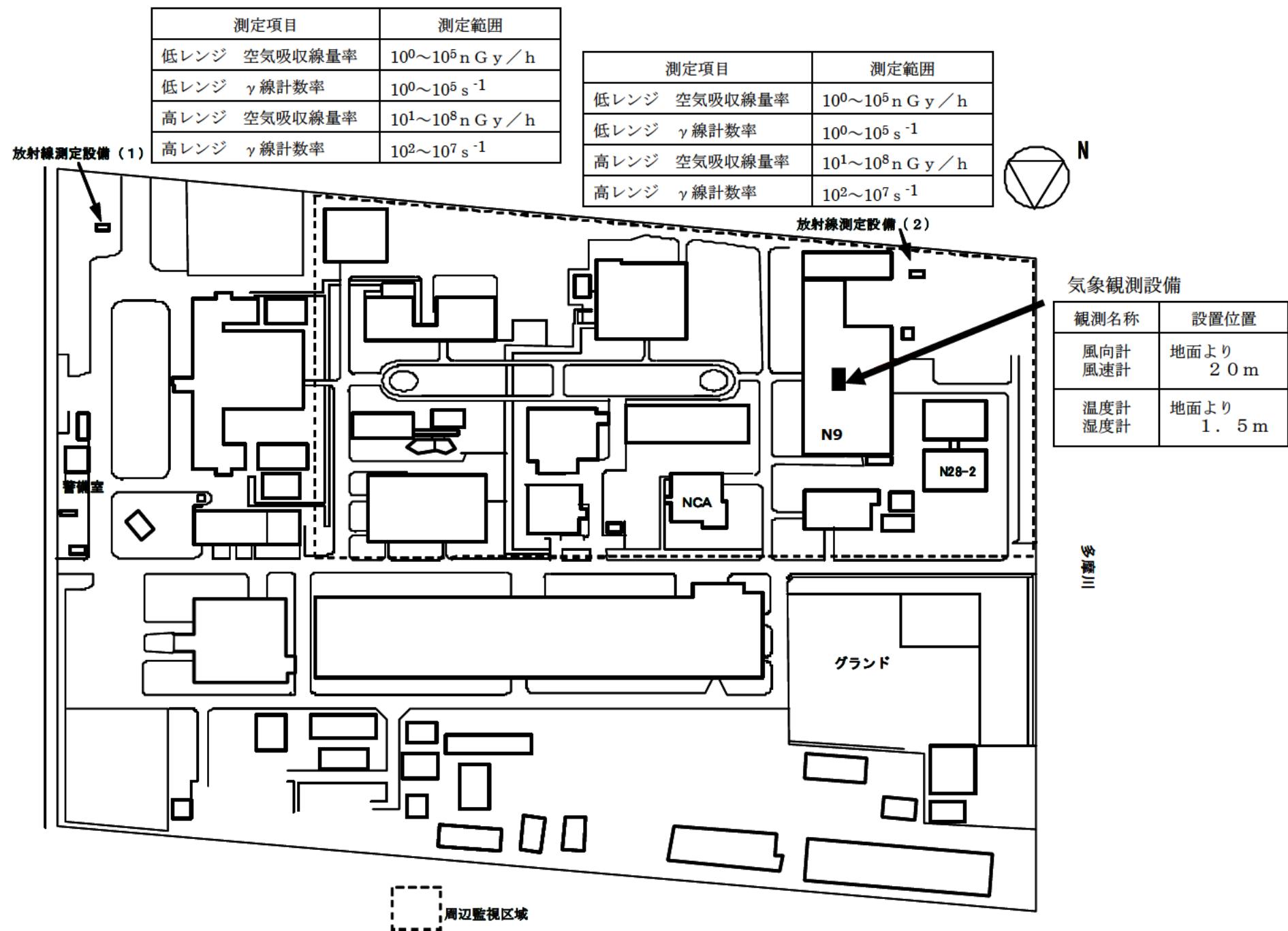
別図第5 緊急時態勢発令時の社内の情報連絡経路



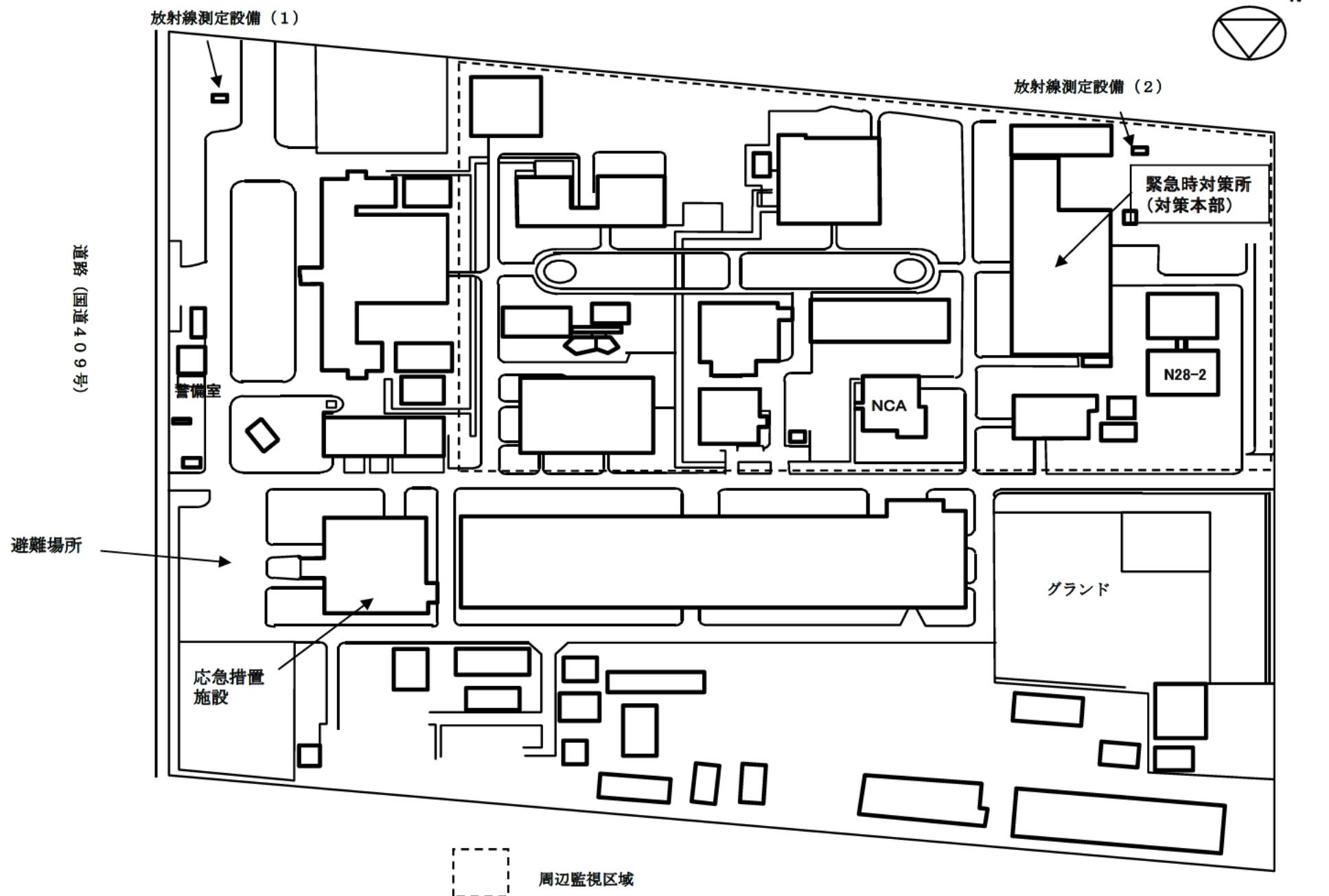
別図第6 原子力技術研究所の緊急事態発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路



別図第7 原子力技術研究所敷地周辺の放射線測定設備及び気象観測設備



別図第8 原子力技術研究所の応急施設等



別図第9 プレス配付資料

年 月 日

東芝エネルギー・システムズ株式会社 原子力技術研究所

(件名) [○○時現在の状況について]

1. 事故発生場所：原子力技術研究所 原子炉施設（NCA）／核燃料使用施設（N28-2）
2. 事故発生日時：_____年_____月_____日_____時_____分
3. 事故の内容

(事故の概要を簡潔に記載)

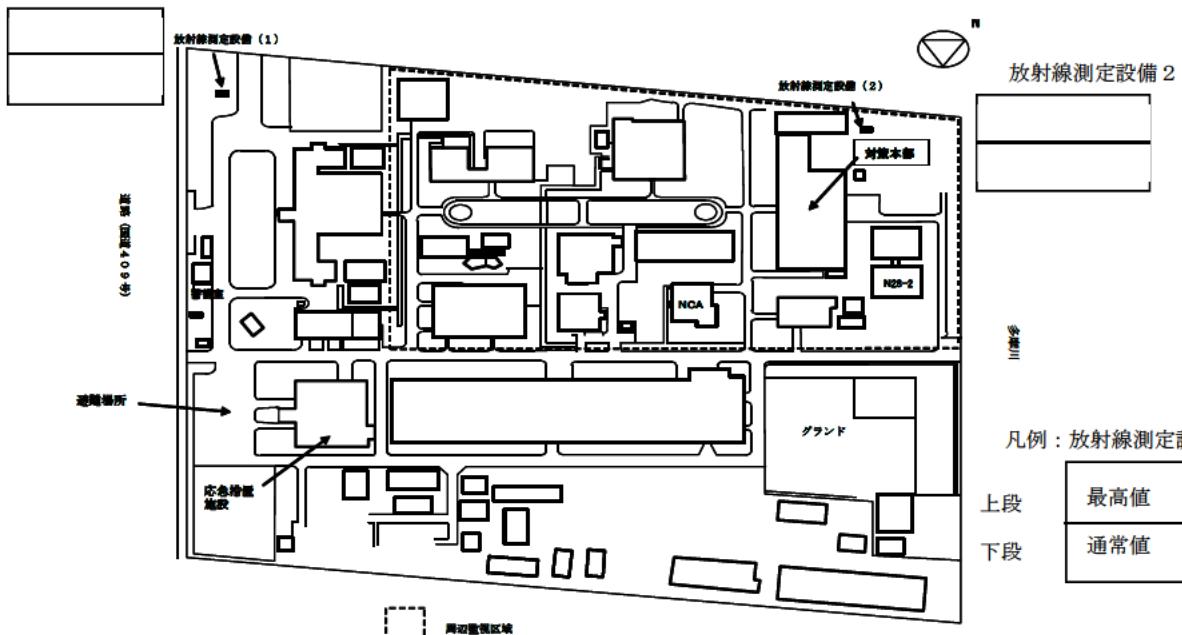
4. 原子炉施設／核燃料使用施設の状態

(原子炉施設／核燃料使用施設の状況を簡潔に記載)

5. 放射性物質の放出状況

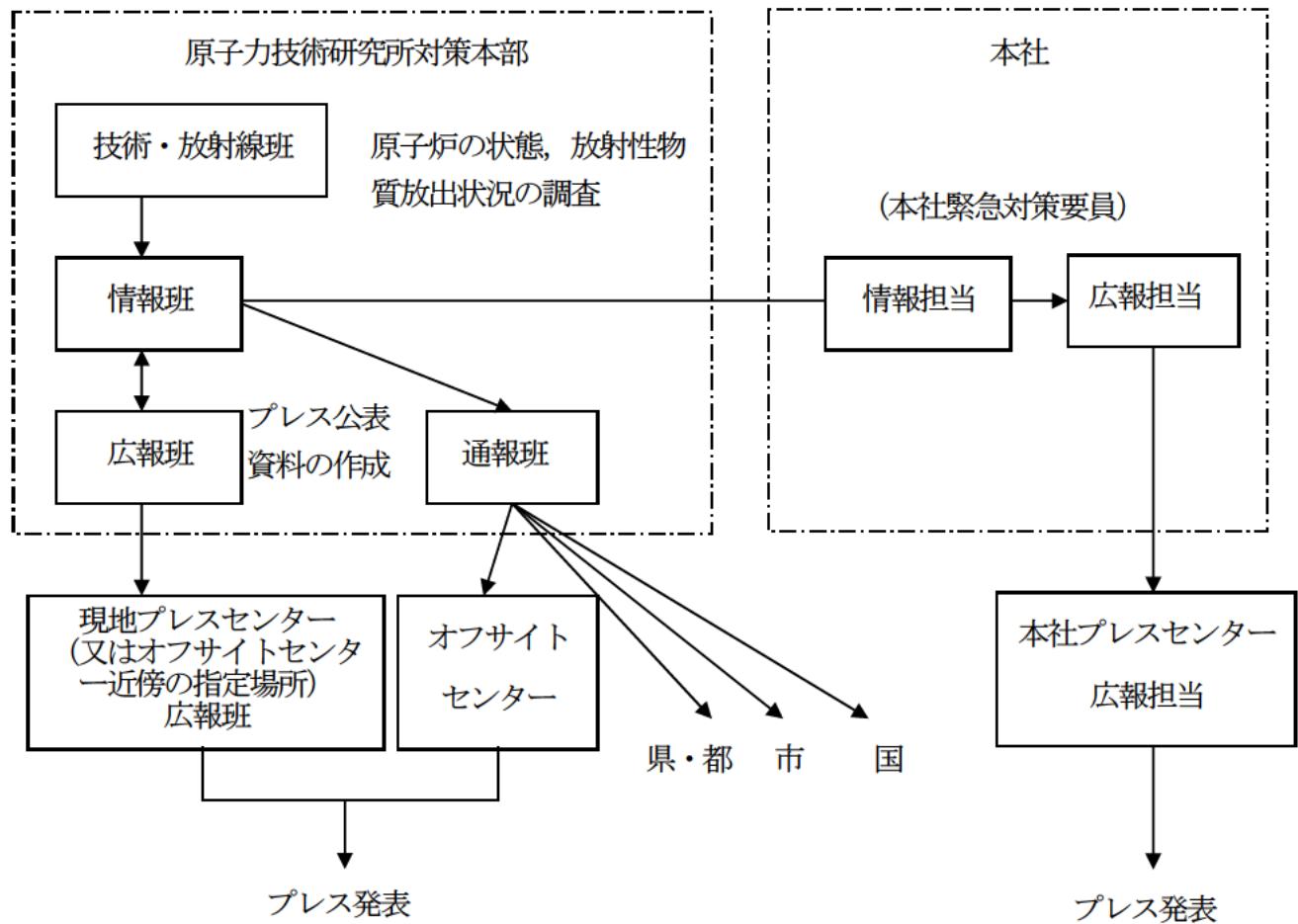
(放射性物質の放出状況を簡潔に記載)

放射線測定設備1



6. その他の事項

別図第10 公表内容の伝達経路



樣式集

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年　月　日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
業務の種別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年　月　日																															
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長																															
届出者 住所 _____ 氏名 _____ <u>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</u>																															
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>選任</th> <th>解任</th> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">正</td> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">副</td> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				原子力事業所の名称及び場所				区分		選任	解任	正	氏名			選任・解任年月日			職務上の地位			副	氏名			選任・解任年月日			職務上の地位		
原子力事業所の名称及び場所																															
区分		選任	解任																												
正	氏名																														
	選任・解任年月日																														
	職務上の地位																														
副	氏名																														
	選任・解任年月日																														
	職務上の地位																														

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

特定事象発生通報

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
第10条通報		<input type="checkbox"/> 第10条事象発生 <u>通報者名</u> <input type="checkbox"/> 第15条事象発生 <u>連絡先</u>
<p><input type="checkbox"/> 電離放射線障害防止規則（第7条の2第2項各号）に掲げる場合に該当</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p>		
原子力事業所の名称及び場所		東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号
特定事象の発生箇所		<input type="checkbox"/> 東芝臨界実験装置NCA、 <input type="checkbox"/> 核燃料使用施設N28-2、 <input type="checkbox"/> 敷地境界モニタリングポスト-1、 <input type="checkbox"/> モニタリングポスト-2、 <input type="checkbox"/> その他（ ）
特定事象の発生時刻		(24時間表示) 年 月 日 時 分
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<input type="checkbox"/> 敷地境界放射線量上昇、 <input type="checkbox"/> 放射性物質通常経路放出、 <input type="checkbox"/> 火災爆発等による放射性物質放出、 <input type="checkbox"/> 防護措置の準備・一部実施が必要な事態、 <input type="checkbox"/> 原子炉外での臨界（のおそれ）、 <input type="checkbox"/> 施設以外に起因する事象
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 火災、 <input type="checkbox"/> 地震、 <input type="checkbox"/> その他自然災害（ ）、 <input type="checkbox"/> 爆発、 <input type="checkbox"/> 事故（ ）、 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特定事象発生通報

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、 市町村長 殿		
<input type="checkbox"/> 第10条通報		<input type="checkbox"/> 第10条事象発生 <input type="checkbox"/> 第15条事象発生
<p><input type="checkbox"/> 電離放射線障害防止規則（第7条の2第2項各号）に掲げる場合に該当 事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p>		
原子力事業所の名称及び場所		東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻 (24時間表示)		年 月 日 時 分
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<input type="checkbox"/> 事業所外運搬放射線量異常、 <input type="checkbox"/> 事業所外運搬事故
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

放射線測定設備現況届出書

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年　月　日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 <u>住所</u> 氏名 <u>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</u>		
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	
	フィルター付防護マスク	
非常用通信機器	緊急時電話回線	
	ファクシミリ	
	携帯電話等	
計測器等	排気筒モニタリング設備	
	その他の固定式測定器	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	
	中性子線測定用サーベイメータ	
	空間放射線積算線量計	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	
	可搬式ダスト測定関連機器	
	サンプラ	
	測定器	
	可搬式の放射性ヨウ素測定	
	サンプラ	
	関連機器	
個人用外部被ばく線量測定器		
その他	エリアモニタリング設備	
	モニタリングカー	
その他資機材	ヨウ素剤	
	担架	
	除染用具	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には設備の種類を記載すること。

応急措置の概要報告

(第 報)

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
第25条報告		報告者名 連絡先
原子力災害対策特別措置法第25条の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。		
原子力事業所の名称及び場所	東芝エネルギー・システムズ株式会社原子力技術研究所 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号	
特定事象の発生箇所 (注1)	<input type="checkbox"/> 東芝臨界実験装置NCA、 <input type="checkbox"/> 核燃料使用施設N28-2、 <input type="checkbox"/> 敷地境界モニタリングポスト-1、 <input type="checkbox"/> モニタリングポスト-2、 <input type="checkbox"/> その他()	
特定事象の発生時刻 (注1)	(24時間表示)	年 月 日 時 分
特定事象の種類 (注1)	<input type="checkbox"/> 敷地境界放射線量上昇、 <input type="checkbox"/> 放射性物質通常経路放出、 <input type="checkbox"/> 火災爆発等による放射性物質放出、 <input type="checkbox"/> 防護措置の準備・一部実施が必要な事態、 <input type="checkbox"/> 原子炉外での臨界(のおそれ)、 <input type="checkbox"/> 施設以外に起因する事象	
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)	
	*別紙の有無 (有 · 無)	
その他の事項の対応 (注3)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 施設・設備の状況、応急措置、拡大防止措置等の時刻、内容等を時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

別紙—1

応急措置の概要（臨界実験装置・核燃料使用施設）

1. 施設の状況 (臨界実験装置)		(確認時刻 月 日 時 分)		
核燃料の状況（破損有無等）				
施設の状況				
(核燃料使用施設)				
核燃料物質の状況（漏えい有無等）				
汚染物の状況（漏えい有無等）				
施設の状況				
2. 放射性物質放出状況（放出有りの場合に記載）		(評価時刻 月 日 時 分)		
放出開始時刻		放出箇所		
放出停止時刻		放出高さ	m	
放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量		
希ガス	Bq/h	Bq		
ヨウ素	Bq/h	Bq		
その他（核種）	Bq/h	Bq		
3. モニタリング値		(確認時刻 月 日 時 分)		
モニタリングポスト	No.1	$\mu\text{Sv}/\text{h}$		
	No.2	$\mu\text{Sv}/\text{h}$		
排気筒モニタ	ガスモニタ	cpm		
	ダストモニタ	cpm		
4. 気象情報		(確認時刻 月 日 時 分)		
風向		天候		
風速	m/s	大気安定度		

別紙—2

5. 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 月 日 時 分)

被ばく者の状況	有・無	被ばく者名	要救助者名
汚染拡大の有無	有・無		

補足説明（被ばく者の状況／汚染拡大の状況）

6. その他の情報及び連絡事項

応急措置の概要報告

(事業所外運搬)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第25條報告

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第25条の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 施設・設備の状況、応急措置、拡大防止措置等の時刻、内容等を時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

1. 輸送容器の状況

項目	確認時刻（日 時 分）
<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 爆発 <input type="checkbox"/> 漏洩 <input type="checkbox"/> 臨界	
特記事項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項目	確認時刻（日 時 分）
放射性物質	
放射線	

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、敏速に連絡する。

3. 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無

項目	確認時刻（日 時 分）		
被ばく者の状況	有	・	無
汚染拡大の有無	有	・	無
補足説明（被ばく者の状況／汚染拡大の状況）			

防災訓練実施結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	
防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防 災 訓 練 の 項 目	
防 災 訓 練 の 内 容	
防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警戒事態該当事象の発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象
発生連絡連絡者名
連絡先

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針及び原子力事業者防災業務計画の定めるところに基づき連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所	東芝エネルギー・システムズ株式会社原子力技術研究所 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号					
警戒事態該当事象の発生箇所						
警戒事態該当事象の発生時刻	(24時間表示) 年 月 日 時 分					
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> 大地震、 <input type="checkbox"/> 大津波、 <input type="checkbox"/> 重要な故障、 <input type="checkbox"/> 原子炉施設以外の起因事象				
	想定される原因					
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等					
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象
発生後の経過連絡連絡者名連絡先

警戒事態該当事象発生後の経過について、原子力災害対策指針及び原子力事業者防災業務計画の定めるところに基づき連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所	東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号
警戒事態該当事象の発生箇所	
警戒事態該当事象の発生時刻	(24時間表示) 年 月 日 時 分
警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> 大地震、 <input type="checkbox"/> 大津波、 <input type="checkbox"/> 重要な故障、 <input type="checkbox"/> 原子炉施設以外の起因事象
発生事象と対応の概要	(対応日時、対応の概要)
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	
添付書類有無	有・無

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。